

令和元年5月23日

各位

会社名 ユーピーール株式会社
代表者名 代表取締役社長 酒田 義矢
(コード番号：7065 東証市場第二部)
問合せ先 経営企画部長 石村 浩
(TEL. 03-3593-1728)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

令和元年5月9日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、令和元年5月23日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 2,660.50円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 1,021,632,000円
- (3) 仮条件 3,130円 から 3,300円
- (4) 仮条件の決定理由等
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ①事業環境が良好で、今後さらなる需要拡大が見込まれること。
 - ②初期投資が必要な事業であることから参入障壁が高いこと。
 - ③業績が今後大きく変動する可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は3,130円 から 3,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

- | | |
|-----------------|---|
| ① 親引け先の概要 | ユーピーアール従業員持株会
(理事長 藤岡 雅章)
東京都千代田区内幸町一丁目3番2号 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社グループの従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | 当社グループの従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（募集株式のうち、23,000株を上限として、令和元年6月3日（募集価格等決定日）に決定される予定。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | 当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。 |

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による自己株式の処分価格（募集価格）と同一となり、募集価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
酒田 義矢	山口県宇部市	824,000	71.78	767,600	50.10
酒田 三男	山口県宇部市	160,000	13.94	160,000	10.44
酒田 加代子	山口県宇部市	64,000	5.57	64,000	4.18
ユーピーアール従業員持株会	東京都千代田区内幸町一丁目3番2号	24,000	2.09	47,000	3.07
酒田 健治	東京都渋谷区	62,000	5.40	42,000	2.74
中村 康久	東京都町田市	7,000	0.61	7,000	0.46
町田 敏明	千葉県流山市	4,000	0.35	4,000	0.26
大矢 隆司	東京都目黒区	2,000	0.17	2,000	0.13
高井 健介	東京都千代田区	1,000	0.09	1,000	0.07
計	—	1,148,000	100.00	1,094,600	71.45

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、令和元年5月9日現在のものです。

2. 公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、令和元年5月9日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け(23,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	384,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	76,400株
		オーバーアロットメントによる売出し	69,000株

(※)

- (2) 需要の申告期間 令和元年5月27日(月曜日)から
令和元年5月31日(金曜日)まで
- (3) 価格決定日 令和元年6月3日(月曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 令和元年6月4日(火曜日)から
令和元年6月7日(金曜日)まで
- (5) 払込期日 令和元年6月11日(火曜日)
- (6) 株式受渡期日 令和元年6月12日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である酒田三男(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、69,000株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、令和元年7月5日行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、令和元年6月12日から令和元年7月2日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である酒田義矢及び酒田健治、貸株人である酒田三男並びに当社株主である酒田加代子、中村康久、町田敏明、大矢隆司及び高井健介は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の令和元年 9 月 9 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社の株主であるユーピーアール従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の令和元年 12 月 8 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の令和元年 12 月 8 日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による自己株式の処分、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の令和元年 12 月 8 日までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。